

多治見市がん検診予約システム導入業務委託
プロポーザル実施要領

令和4年9月

多治見市 市民健康部 保健センター

1 目的及び趣旨

当市においては、現在、がん検診を電話、窓口で申込み受付を行っており、受付は平日の開庁時間（午前8時30分から午後5時15分）に限られている。

検診受診者の利便性、受診率向上のため、パソコンやスマートフォンなどから受診予約が24時間できる「がん検診予約システム」を新たに導入する。システム構築にあたっては、企画提案方式により委託事業者の選考を行い、本業務を予算の範囲内で最も効率的かつ効果的な業務実施が期待できる者に委託することとする。

2 業務概要

(1) 件名

多保セ委第43号 がん検診予約システム導入業務委託

(2) 内容

別紙「がん検診予約システム導入業務委託 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日

(4) 委託料の上限

本業務の委託料上限は、3,740,000円（消費税込み）とする。

3 参加資格要件

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 多治見市の入札参加資格者名簿に登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 本プロポーザルの実施期間中において、多治見市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 公示日から過去5年以内に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 平成28年度以降に、岐阜県内または全国の自治体で類似業務の受注実績があること。

4 実施スケジュール、参加申込み

4-1 スケジュール

内 容	日 程	方法
説明書・様式の配布	令和4年9月26日(月)～10月12日(水)	電子
質問受付期間	令和4年9月26日(月)～10月3日(月)	電子
質問の回答	令和4年10月5日(水)	電子
参加申込書提出期間	令和4年9月26日(月)～10月12日(水)	郵送・持参
企画提案書類受付期間	令和4年9月26日(月)～10月20日(木)	郵送・持参
ヒアリング(プレゼンテーション)	令和4年10月27日(木)	
審査結果通知	令和4年11月2日(水)	
契約(予定)	令和4年11月初旬	
整備完了期限=サービス提供開始	令和5年3月31日	

4-2 質問及び回答について

本要領の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。ただし、審査項目や基準などに関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期限 令和4年10月3日(月) 午後5時まで
- (2) 受付方法 質問書(第6号様式)に記入の上、下記質問先へ電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 令和4年10月5日(水) 午後5時15分までに、ホームページにて回答する。
- (4) 質問先 多治見市役所 市民健康部保健センター 地域医療グループ
E-mail: hosen@city.tajimi.lg.jp

4-3 参加申込手続き

- (1) 受付期限 令和4年10月12日(水) 午後5時必着
- (2) 提出書類 ①参加申込書(第1号様式)
②類似業務実績一覧(第2号様式)
③宣誓書(第8号様式)
※「類似業務実績一覧」に記載した実績に関して、その事実が確認できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。
- (3) 提出先 〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地
多治見市役所 市民健康部保健センター 地域医療グループ
※持参又は郵送により提出。郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」とし、封筒に「参加申込書在中」と記すこと。
- (4) 資格審査 参加資格要件を満たしていないと認められた場合のみ、令和4年10月14日(金)までに、参加申込者あてに「参加資格を満たしていない旨の通知」を郵送します。
- (5) 留意事項 ①資格審査以降に参加資格要件を1つでも満たさなくなった場合は、失格とする。
②資格審査以降に参加を辞退する場合は、辞退届(第7号様式)を提出すること。
③参加申込者が5者以上の場合は、類似業務実績の実績により1次審査を実施し、

企画提案プレゼンテーションを行う4者を選定する。

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年10月20日(木)午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送により提出。郵送の場合は必ず「特定記録郵便」とすること。
- (3) 提出先 〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地
多治見市役所 市民健康部保健センター 地域医療グループ
電話：0572-23-5025(直通)
FAX：0572-25-8866
E-mail：hosen@city.tajimi.lg.jp
- (4) 提出部数 6部〔正本1部、副本(コピー可)5部〕
- (5) 提出書類 ①企画提案書(任意様式)
②配置予定技術者の経歴等(第3号様式)
③導入費用見積書(第4号様式)
※見積金額は消費税及び地方消費税額相当額を含まない金額を明示すること。
※見積金額が「2(4)委託料の上限」を超える場合は失格とする。
④運用保守費用見積書(第5号様式)
※令和5年度以降の1年間の運用保守費用の見積を記載すること。
※ただし、令和5年度以降の事業予算は、記載した見積を基に翌年度以降の予算要求を行うため、その全額を確約するものではない。
- (6) 企画提案書の留意事項
 - ア 提出は1参加者につき1提案とする。
 - イ 様式は任意様式とする。
 - ウ 用紙サイズはA4版(横書き)とする。A3版の挿入も可能とするが、A4版に織り込むこと。
 - エ 文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。
 - オ 企画提案書に使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とすること。
 - カ 企画提案書は、業務の仕様書の内容、また、本実施要領「6 選考の方法 (2) ⑤選考基準」に掲げる内容を踏まえ、作成すること。
 - キ 表紙に、住所、会社名、代表者名を明記すること。
 - ク 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

6 選考の方法

委託業者の選考は、次のとおり第1次審査、第2次審査により行い、本市が設置する審査委員会において審査する。

企画提案者が1者の場合も審査を実施する。

(1) 第1次審査（書類選考）

参加申込者が5者以上の場合は類似業務実績一覧（第2号様式）により1次審査を実施し、企画提案プレゼンテーションを行う4者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

次のとおり企画提案書提出者によるプレゼンテーションを行い、総合的に審査し、選考する。

①日時 令和4年10月27日（木）午後

※開始時間、終了時間ともに未定（参加者数による）

②会場 多治見市役所駅北庁舎 4階第1会議室

③時間 30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

④選考方法

企画提案内容を審査し、最も評価の高かった者を受注候補者とし、契約締結に向けての協議を行う。協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の提案者を受注候補者とし、以下同様とする。

⑤選考基準

選考にかかる評価項目、評価の視点、配点（100点満点）は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
①予約システム業務実績	・ 集団健診の予約システム導入、受付人数規模の実績内容	10点
②危機管理体制	・ データセンターのセキュリティ対策は万全であるか ・ 個人情報の保護等の体制が整っているか ・ 各種の災害対策を考慮された立地条件のもと運用されているか ・ インフラダウンを回避する設備を有しているか ・ 障害発生時に保守受付窓口を通し迅速な復旧に向けた体制が確立されているか	10点
③実施体制	・ 具体的な進捗管理、品質管理、問題管理の方法が示されているか ・ システム稼働前に十分な操作研修期間を設けた導入スケジュールが示されているか ・ ヘルプデスクの業務内容、実施体制が適切か	10点
④操作性	・ 希望する検診を見つけやすいか ・ 予約状況の表示が分かりやすいか ・ 1画面に多量な情報が詰め込まれていないか ・ 検診の切り替えが容易にできるか ・ 表示項目のカスタマイズが可能か ・ 予約完了までの画面遷移数が多すぎないか ・ 情報入力の際にプルダウン等により操作者の手間を減らす工夫がされているか ・ 重複予約、入力誤りを防ぐ機能が充実しているか ・ 入力エラー項目の指摘等、画面に表示されるメッセージ	20点

	<p>が分かりやすいか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力内容の変更修正が容易か ・予約のキャンセル、変更が容易か 	
⑤管理者機能	<ul style="list-style-type: none"> ・設定変更は、管理者がいつでも行うことができるか ・簡易な操作で予約登録及び確認ができるか ・各種検診の名簿を CSV 形式で出力ができるか ・受診対象者一覧を CSV 形式で取込み、一括登録、変更、削除ができるか 	20点
⑥提案の独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・多治見市の集団がん検診実施状況や、これまでに実施したWEB予約受付業務を踏まえた上で、工夫された独自の取組があるか 	10点
⑦事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果を考慮した提案であり、積算内訳、金額は適正であるか ・翌年度以降に発生する運用保守費は適正であるか 	20点

⑥留意事項

- ・プロジェクタ及びスクリーンは本市が会場に設置するがパソコンの貸出は行わない。
- ・プロジェクタとの接続方法について、HDMI ケーブルを本市が用意するが、接続などのトラブルがあった場合は本市では責任を負わない。
- ・説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。

7 審査結果の通知

審査結果については、企画提案者に文書で通知する。なお、審査結果に対する質問及び異議申し立ては受け付けない。

8 契約について

受注候補者の決定後は、受注候補者より改めて見積書を徴収し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に契約締結するものとする。

9 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要した経費は、全てプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 参加申込書提出後に辞退する場合、辞退届（第7号様式）を持参又は郵送で提出すること。
辞退することによって、今後の本市との契約等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (4) 他の参加者の計画の内容に関する問合せについては、直接又は間接の如何を問わず、一切

応じない。

(5) 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。

①見積額が、本要領2-(4)に記載する委託料を超過した場合

②提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

③提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

④審査の公平を害する行為があった場合

⑤その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(6) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、多治見市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。提出された企画提案書は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。

(7) 本企画提案に関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らし
てはならない。

1 0 問合せ先

〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地

多治見市市民健康部保健センター 地域医療グループ 担当：大畑、柴田

電 話：0572-23-5025 (直通)

FAX：0572-25-8866

E-mail：hosen@city.tajimi.lg.jp